

第205回 国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会議事要旨

日 時 令和3年11月22日(月) 13時15分～14時15分

場 所 大会議室(Web会議)、中会議室(投票)

出席者: 松下学長、森(司)、前谷、原田、山田、濱田(幸)、前阪、前田(明)、国重、中村(夏)、
山本(正)、中垣内、吉重、和田、前田(博)、安田、高橋、金高、竹中、田巻、藤田、沼尾、
森(克)、北村、中本の各委員

欠席者: なし

陪席者: 秋元監事、有馬(正)事務局次長、有馬(規)監査室長、あべ松室長
元明、佐々木、川崎、有馬(康)、川西、瀬戸口、竹下の各課長

議 事

1. 第204回議事要旨確認

資料1に基づき原案どおり確認した。

2. 学長諮問

(1) 令和4年度以降の学長補佐、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長及び保健管理センター所長について

学長から資料2に基づき説明があり、今年度末で任期満了となる学長補佐、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長及び保健管理センター所長について、適任者を12月6日(月)までに学長へ推薦するよう要請があった。

なお、学長補佐の役割については教育、競技力、学生、研究の4領域に変更することが報告された。併せて、各候補者は新学長の意向を踏まえて決定し、次回教育研究評議会(12月16日)で報告予定であることが報告された。

3. 学長報告

(1) 教員の人事について

学長から、スポーツ・武道実践科学系の村田(憲)講師、スポーツ生命科学系の長島講師がそれぞれ今年度末で退職する旨報告があった。

4. 審議事項

(1) 教員(スポーツ・武道実践科学系:助教(コーチング学(バスケットボール)))の採用選考について

濱田(幸)教員選考特別委員会委員長から資料3-1及び3-2に基づき説明があり、候補者の選考経過について確認した。投票による採決の結果、可とする票が過半数を越えたため、候補者の採用が了承された。

(2) 教員選考特別委員会の設置について

学長から資料4-1及び4-2に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり教員選考特別

委員会 2 件の設置について了承された。

(3) 鹿屋体育大学研究生規則の一部改正について

元明教務課長から資料 5-1 及び 5-2 に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(4) 「九州地区国立大学連携科目」の実施に係る単位互換に関する協定の締結について

元明教務課長から資料 6-1 ～ 6-3 に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり協定の締結について了承された。

(5) 鹿屋体育大学体育学部教育課程及び履修方法等に関する規程等の一部改正について

元明教務課長から資料 7-1 ～ 7-3 に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり規程の改正が了承された。

なお、議長から質問があり、本学学生が他大学で「九州学」の科目を取得した場合、各種資格取得に必要な関連科目として認定することはできないことを確認した。

5. 報告事項

(1) 令和 4 年度大学院体育学研究科体育学専攻(修士課程)第 2 次学生募集要項について

元明教務課長から資料 8 に基づき報告があり、内容について意見等があれば、11月26日(金)までに教務課入試係へ連絡することとした。

また、退職予定との報告があった村田(憲)講師及び長島講師に係る記載を削除することとした。

(2) 学生規則の一部改正について

佐々木学生課長から資料 9 に基づき説明があった。これについて評議員から以下のとおり質問があった。

- ・ 19 条、23 条及び 26 条は「許可」から「届出」に緩和されており、学生課へ届出さえすれば、その内容に関わらず掲示や集会が全て実施できることになるが問題はないか。

この質問について学生委員会で決定した経緯を踏まえて検討したところ、大学として掲示物や集会等の内容によっては撤去や中止を命令することが必要であり、届出だけでなく許可制とすることが適切との結論に達した。そのため、再度文言について確認して修正することとした。

(3) 学生表彰規則の一部改正について

佐々木学生課長から資料 10 に基づき報告があった。

(4) 教育研究評議会の審議事項に関する申合せについて

川西総務課長から資料 11 に基づき報告があった。

6. その他

(1) 次回教育研究評議会の開催日程について

次回の教育研究評議會は、12月16日（木）13時15分から開催するとした。